

**政府実行計画実施状況調査、
独立行政法人等における地球温暖化対策取組状況調査について**

令和 5 年 9 月
環境省地球環境局
地球温暖化対策課

○政府実行計画に基づく措置の 2022 年度の実施状況調査について

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、各府省庁は、政府実行計画の取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとされ、環境省は、各府省庁の実施計画の点検結果を取りまとめることとされている。

ついては、政府実行計画に基づく措置の 2022 年度の実施状況の点検として、2022 年度実施状況調査を実施する。

○独立行政法人等における地球温暖化対策取組状況調査について

「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、国、地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であるとされ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）において、各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すとともに、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努めることとされている。

また、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、環境省は、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及び kW ベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表すること等が求められている。

ついては、独立行政法人等の地球温暖化対策に関する計画の策定状況、並びに具体的に実施している地球温暖化対策の取組状況調査を実施すると共に、各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すこととする。

○調査に関する今後のスケジュール

- ・今年度末までに政府実行計画に基づく措置の 2022 年度の実施状況調査、独立行政法人等における地球温暖化対策取組状況調査を実施し、取りまとめ。
- ・今年度末頃に開催予定の中央環境審議会において意見を聞いた上で、来年春頃の地球温暖化対策推進本部幹事会に報告。

○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和３年１０月２２日閣議決定）（抜粋）

７ 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 政府実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。各府省庁は、その取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、各府省庁の実施計画の点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

○「地球温暖化対策計画」（令和３年１０月２２日閣議決定）（抜粋）

第３章 目標達成のための対策・施策

第３節 公的機関における取組

（国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進）

国、地方公共団体のみならず、独立行政法人などの公的機関も率先した取組が重要であることを踏まえ、国、地方公共団体は、独立行政法人などの公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、独立行政法人などの公的機関が政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

なお、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等については、環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減に努めるものとする。

○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和４年５月２７日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）（抜粋）

７ 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組については、６③の実施状況の点検を通じて点検を行い、点検結果をとりまとめるものとする。

○規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）（抜粋）

(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで 6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にP D C Aを回していくために、以下の措置を講ずる。	
規制改革の内容		実施時期	所管府省
a	環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び 2030 年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。	令和 4 年度措置、以降毎年度実施	環境省
b	環境省及びその他各省庁は、a において把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計と GW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの 2030 年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みを構築する。	a を踏まえて、令和 5 年上期措置	環境省 その他全省庁
c	関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。	順次措置	警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
d	環境省は、各省庁に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。	令和 5 年上期措置	環境省
e	環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各省庁に対して依頼する。	令和 4 年度措置	環境省